

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/10(土)~8/15(木)です。当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。



「公共工事の設計労務単価が15%UPした

と言うが、発注者から上限単価と見なされ実態はそんなにUPしていない。国交省はきちんと指導を!」といった要望が7/23の社保未加入対策説明会(博多)の質疑応答で多く出されました。熊本・長崎の建設業協会、北九州の塗装工業会、全建総連等の出席者からの意見です。全体で130名程の出席で会場は一杯でした。特に9月末

から社保料等を内訳明示した「標準見積書」の提出が、下請から元請へ一斉に始まる予定ですが、その実効性に大きな関心が集まっています。技能労働者の立場から全建総連の事務局員は「社保加入逃れの為、一

役に立つのか「標準見積書」国の指導のカギ!!

人親方労災加入の動きがある。国は把握しているか…?

と質問。国交省は「初耳だ。調査したい…」と返答する場面も。せつかくの取り組みも、周知・啓発に留まり行政の指導がなければ、社保料の負担だけが経営に重く押しかかる事になりそうです。



「問題社員の上手なやめさせ方セミナーの案内」と題したダイレクトメールが大分のZ社労士事務所から届きました。送り先は開業社労士のようなのですが、驚いた事に県内の弁護士1名を含む2名の弁護士が顔

追い出し部屋人を物扱い! 問題セミナーの地方版か…

写真入りで講師となっています。地方の中小企業が地元の雇用に貢献しながら

「梅雨が早う明けちから、現場は大変! 45分仕事したら15分休みよ!ち言うて働いて貰いよるけどなア…若えしが来んけん、年寄りばっかしでなア…」と土木業のA社長はため息混じりに人を使う

「追い出し部屋」の記事がよく出ます。40~50代の中堅社員が対象になっているようで、鬱病になり労災認定される人も増加しているといえます。地方の中小企業が地元の雇用に貢献しながら懸命に事業を行っているのと大違い。同じ資格同業者とはいえ、まるで人間を物扱いするかのような社労士・弁護士に与みする事は出来ません。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★